

## 企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

ミナト医科学株式会社(以下、当社)は、高い倫理性が求められる医療関連産業の一員として、医学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展、および医療機器の適正使用の普及に不可欠な医療機関等<sup>\*1)</sup>との関係の透明性を高め、社会からさらに高い信頼を得られる企業となることを目指し、本指針に基づき、医療機関等への資金提供に関する情報を公開します。

### 1. 公開の時期および方法

各年度<sup>\*2)</sup>における医療機関等への資金提供に関する情報を、当該年度の決算確定後に当社のウェブサイト等を通じて公開します。

### 2. 公開の範囲および内容

当社が公開する医療機関等への資金提供に関する情報の範囲および内容は、次のとおりとします。

#### A 研究費開発費等

当社が医療機関等と共同して、または医療機関等に委託して行う研究・開発に関して医療機関等に支払う費用(臨床研究法、GCP 省令<sup>\*3)</sup>、GVP 省令<sup>\*4)</sup>、GPSP 省令<sup>\*12)</sup>などの公的規制のもとで実施される臨床試験、製造販売後臨床試験、不具合・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用を含む)。

項目	公開内容
特定臨床研究費 <sup>*14)</sup>	提供先施設等の名称等:〇〇件〇〇円 (提供先施設等の名称は、「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。)
倫理指針に基づく研究費 <sup>*15)</sup>	提供先施設等の名称:〇〇件〇〇円 (提供先施設等の名称は、契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。)
臨床以外の研究費 <sup>*13)</sup>	年間の件数・総額、提供先施設等の名称 一覧 (「提供先施設等の名称」は、契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。)
臨床試験費(治験費)	提供先施設等の名称:〇〇件〇〇円 (「提供先施設等の名称」は、契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。)
製造販売後臨床試験費	
不具合・感染症症例報告費	
製造販売後調査費	
その他研究開発関連費用	年間の総額

#### B 学術研究助成費

当社が医療機関等に提供する寄付金等。学術振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催を支援するための学会等寄附金、学会等共催費等が含まれる。なお、「学会等共催費等」には、会合開催に付随するセミナー等の共催費、広告掲載料、出展料等が含まれる。

項目	公開内容(例)
奨学寄付金 <sup>*5)</sup>	〇〇大学〇〇教室:〇〇件〇〇円
一般寄付金 <sup>*6)</sup>	〇〇大学(〇〇財団):〇〇件〇〇円
学会等寄付金 <sup>*7)</sup>	第〇回〇〇学会 (〇〇地方会・〇〇研究会):〇〇円
学会等共催費等 <sup>*8)</sup>	

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる)

### C 原稿執筆料等

当社が医療機関等に依頼する講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等業務委託に関して医療機関等に支払う費用。

項目	公開内容(例)
講師謝金	〇〇大学(〇〇病院) 〇〇科〇〇教授(部長):〇〇件〇〇円 <sup>*9)</sup>
原稿執筆料・監修料 <sup>*10)</sup>	
コンサルティング等業務委託費 <sup>*11)</sup>	

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる)

### D 情報提供関連費

医療機関等に対して、当社医療機器の適正使用、安全使用のために必要な講演会、模擬実技指導、説明会等に関して当社が支出する費用。

項目	公開内容
講演会等会合費	年間の件数・総額
説明会費	
医学・医療工学関連文献等提供費	年間の総額

### E その他の費用

医療機関等に対する社会的儀礼としての接遇等の費用

項目	公開内容
接遇等費用	年間の総額

以上

*1)	<p>「医療機関等」とは、日本国内における</p> <p>①医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、その他医療を行うもの(保健所等)</li> </ul> <p>②研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の医学、歯学、薬学系の研究部門、ARO(Academic Research Organization)</li> <li>・大学の理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究部門</li> <li>・医療機関に併設される研究部門</li> <li>・その他ライフサイエンス系の研究機関</li> </ul> <p>③医療関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、技師会、看護協会、医学会、その他の医療関係学会・研究会等(なお、患者団体は含まれない。)</li> </ul> <p>④財団、NPO法人等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係の財団法人、社団法人、会社法人、NPO法人、社団等</li> <li>・特定臨床研究における研究の管理等を行う団体(CRO等を含む。)</li> </ul> <p>⑤医療関係者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療担当者(医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床学技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、その他医療に従事する者)</li> <li>・医療業務関係者(医療担当者を除く医療機関の役員、従業員、その他医療機関において医療機器の選択又は購入に関与する者)</li> </ul> <p>⑥医学、歯学、薬学の他、理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究者</p>
*2)	「年度」とは、当年5月21日から翌年5月20日までの1年間をいう
*3)	「GCP省令」(Good Clinical Practice)とは、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日厚生省令第36号)をいう
*4)	「GVP省令」(Good Vigilance Practice)とは、「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」(平成16年9月22日厚生労働省令第135号)をいう
*5)	「奨学寄附金」とは、学術振興・研究助成を目的として提供する寄附金をいう
*6)	「一般寄附金」とは、医療機関等の周年事業その他の事業運営の支援を目的として提供する寄附金をいう
*7)	「学会寄附金」とは、学会等が主催する会合の支援を目的として提供する寄附金をいう
*8)	「学会共催費」とは、学会等と共催する会合について当社が支出する会場費などの費用(講師謝金を除く)をいう
*9)	必要経費(交通費、宿泊費等)は講師謝金に含めず、「D 情報提供関連費」に含める。
*10)	「原稿執筆料・監修料」とは、プロモーション資材等の原稿執筆・監修に係る費用(広告代理店や企画会社経由の費用も含む)をいう
*11)	「コンサルティング等業務委託費」とは、研究・開発・マーケティングに関する指導・助言等の業務委託に係る費用をいう
*12)	「GPSP省令」(Good Post - Marketing Study Practice)とは、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日厚生労働省令第38号)をいう
*13)	臨床以外の研究費とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、臨床試験(治験)及び製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」などに要した費用をいう。
*14)	「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。
*15)	「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針”を指す。

2025年1月改定